報

Ø

辿

汨

뻮

火曜日

令和5年4月11日

第388号 目 次

令和5年4月11日 号 第 388

(中小企業振興課) ………10

<u>п</u> "	(N)740 () N)	210 ·J)	
○道路の区域の変更		(道路維持課)	1
○道路の供用の開始		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	3
○道路の区域の変更		(道路維持課)	3
○行政不服審査法第	51条第2項たた	ごし書及び第3項の規定に基づく公	
示による送達		(保護・援護課)	3
○行政不服審査法第	51条第2項たた	ごし書及び第3項の規定に基づく公	
示による送達		(保護・援護課)	3
○道路の供用の開始		(道路維持課)	$\cdots\cdots\cdots 4$
公 告			
○競争入札参加者の	資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実	施	(総務事務厚生課)	6
○開発行為に関する	工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する	工事の完了	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の	写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の	写しの縦覧	(都市計画課)	10
○国土調査の成果の	認証	(農山漁村振興課)	10
○大規模小売店舗立	地法第6条第2	2項の規定に基づく変更の届出	

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	
(中小企業振興課)	·11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
(中小企業振興課)	·12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
(中小企業振興課)	·12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
(中小企業振興課)	·13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
(中小企業振興課)	·13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	
(中小企業振興課)	·13
○落札者等の公示 (総務事務厚生課)	·13
○落札者等の公示 (警察本部施設課)	·14
○緊急防災工事計画の決定 (農村森林整備課)	·14
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	·15
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	·15
監査委員	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示(監査委員事務局総務課)	·15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示(監査委員事務局総務課)	·15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示(監査委員事務局総務課)	·16
海区漁業調整委員会	
○共同漁業及び区画漁業の漁場計画にかかる公聴会の開催 (漁業管理課)	·16
再揭	
○副知事の担当区分 (人 事 課)	·16
告示	
福岡県告示第240号	

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

定期発行日 毎週火 [発行] 〒812-8577 [作成] 〒810-0011

(電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

総務部行政経営企画課 社 西 目 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会1

7 号 6

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事	服部	誠太郎
	기보다	

	上整備 务所名	道路の 種 類	路線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
古口	A	旧	朝倉	目 食	前	朝倉市須川97番14先から 朝倉市須川97番40先まで	3.0 ~ 56.6	137.3
朝	倉	県 道	小石原	線	後	朝倉市須川97番14先から 朝倉市須川97番40先まで	3.0 ~ 23.6	137.3

福岡県告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉水石原線	朝倉市須川97番14先から 朝倉市須川97番40先まで

福岡県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

	整備	道路種	各の類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
							前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ~ 15.5	1022.1
朝	倉	県	道	八香	女春	線	前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ~ 19.4	1035.4
							後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ~ 19.4	1035.4

福岡県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名		路	線	名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
					前	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで	7.3 ~ 19.7	96.1
朝倉	県 道	八香	女春	線	前	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番 3 先まで	10.0 ~ 14.5	83.1
					後	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで	10.0 ~ 14.5	83.1

福岡県告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の種 類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
					前	朝倉市杷木星丸1130番2番先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで	7.0 ~ 14.0	91.3
朝倉	県 道	八香	女春	線	前	朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで	6.5 ~ 13.1	91.5
					後	朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで	6.5 ~ 13.1	91.5

福岡県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 路	線名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
--------------	-------	----	--------	----	-----	------------

							前	朝倉市杷木星丸980番1番先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで	6.2 ~ 55.6	217.0
朝	倉	県	道	八香	女春	線	前	朝倉市杷木星丸980番 1 先から 朝倉市杷木星丸1024番 1 先まで	6.2 ~ 23.8	187.0
							後	朝倉市杷木星丸980番 1 先から 朝倉市杷木星丸1024番 1 先まで	6.2 ~ 23.8	187.0

福岡県告示第246号

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和5年4 月25日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審查請求人 内堀 孝治

- 2 審査請求年月日
 - 令和元年11月19日
- 3 送達すべき裁決書の謄本

令和5年2月20日付4保援第3257号

福岡県告示第247号

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和5年4

価

月25日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 大島 なぎさ

2 審査請求年月日

令和2年4月2日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和4年5月23日付4保援第799号

福岡県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	朝倉州石原線	朝倉市須川97番16先から 朝倉市須川74番2先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 人事給与システム用機器等の賃貸借契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
 - カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
 - 。) 及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

汨

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- 工 流動比率
- 才 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年4月25日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約の名称

人事給与システム用機器等の賃貸借契約

(2) 契約内容及び仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年8月31日まで

(4) 賃貸借期間

令和6年2月1日から令和9年8月31日まで(43か月)

(5) 納入場所

福岡市内のインターネットデータセンター、福岡県総務部総務事務厚生課ほか関係各課及び各教育事務所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品・サービス関係)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

令和5年5月23日(火曜日)現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電子通信機器)	A A
13	04	サービス業種その他 (調査統計)	A A
13	08	サービス業種その他(リース・レンタル)	A A
13	11	サービス業種その他 (その他)	A A

(2) 納入しようとする物品が1の(2)に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書を、機能証明書作成要領に従い作成し、令和5年5月1日(月曜日)までに、5の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者であること。

なお、内容に不備又は不明な点があって、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、令和5年5月11日(木曜日)までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者であること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者であること。
- 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班(県庁行政棟3階南棟西側) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3041(ダイヤルイン) FAX番号 092-643-3044
- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 8 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

この公告の日から令和5年4月26日 (水曜日)までの期間(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(午前11時30分から午後0時30分までを除く。)

(2) 交付場所

5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka. lg.jp)からダウンロードすることにより入手することができる。

- 9 入札説明会の開催
- (1) 日時

令和5年4月18日(火曜日)午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟西側 総務事務厚生課入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、令和5年4月17日(月曜日)午後5時00分までに、入札説明会参加予定者報告書を、5の部局宛てに電子メール又はファクシミ

- リにより提出すること。
- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等
 - (1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年5月23日(火曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。)により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

- ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「5月24日開封 人事給与システム用機器等の賃貸借の入札書在中」と朱書きすること。
- イ 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、 当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に は、「5月24日開封 人事給与システム用機器等の賃貸借の入札書在中」と朱書 きすること。
- (4) 注意事項
 - ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所への引渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ た契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」という。) の氏名を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の 記名は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の氏名を 么

記載すること。

- エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- オ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- カ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し 、又はこれを中止することができる。
- 11 開札の日時及び場所等
- (1) 日時

令和5年5月24日(水曜日)午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟西側 総務事務厚生課入札室

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額(入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限 令和5年5月22日(月曜日)午後3時00分までに5の部局へ「保証金等納付書」 (5の部局で入手すること。)を添えて納付し、又は提供すること。(「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照のこと。)
- (3) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。ただし、落札者には 、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない 入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 15 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるので、直ちに、課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- (3) 落札者は、「人事給与システム用機器等の賃貸借契約書(案)」の別記「個人情報取扱特記事項」について、あらかじめ落札者の個人情報の取扱状況について確認するための「委託先における個人情報の取扱チェックリスト」を、契約締結前に提出すること。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立て については、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp)に掲載して いる。

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (7) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) The name of contract matter

Lease contract of the machinery for Personnel Administration Payroll System

(2) Contract Period

From the date of contract conclusion to 31 August, 2027

(3) Time Limit of Tender

5:00 P. M. 23 May, 2023

(4) Contact Point for Notice

Payroll Section, General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7 – 7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8577, Japan

TEL 092 - 643 - 3041

FAX 092 - 643 - 3044

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 那珂川市片縄北四丁目608番43、695番1及び659番19から695番56まで並びに片縄北 五丁目694番279及び694番344から694番348まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

10

4

么

账

汨

大野城市御笠川四丁目4番16号

株式会社東部興産

代表取締役 白石 武士

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市東字川園894番2及び895番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸島市東895番地

柴田 聖悟

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により嘉麻市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

稲築都市計画ごみ焼却場の変更(令和5年3月22日嘉麻市告示第10号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により嘉麻市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎 筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更(令和5年3月22日嘉麻市告示第11号)

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調 査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った 者の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成30年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	西区愛宕三丁目及 び四丁目の各一部	令和5年3月30日
直方市	令和元年度から 令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	令和5年3月30日
柳川市	令和2年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大和町徳益	令和5年3月30日
大川市	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	向島の一部	令和5年3月30日
みやま市	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	高田町竹飯の一部	令和5年3月30日

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
 - 令和5年3月27日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

月11日

- (1) 名 称 ゲオ飯塚幸袋店・ツルハドラッグ中店
- (2) 所在地 飯塚市中字大久保426番1外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 (平方メートル)	変更後(平方メートル)
1,479	1,933

- 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置 収容台数(台)		駐車場の位置 収容台数(元	
建物敷地内	60	建物敷地内	85

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後		
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)	
A棟北西側 20		A棟北西側	10	
		B棟西側	24	
合計	20	合計	34	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

_					
	変更前		変更後		
	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	
	A棟北側	31.5	A棟北側	50.0	
	B棟東側	31.5	B棟東側	40.0	
	C棟南側	31.5			
	合計	94.5	合計	90.0	

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設 の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設 の位置	容量(立方メートル)
A棟南西側	2.02	A棟北側	2.32
B棟内東側 5.56		A棟内南側	1.26
		B棟東側	5.47
合計	7.58	合計	9.05

- 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
小元未を打り有の石物	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ゲオ	24	寺間	24	寺間
株式会社ツルハグループドラッグ &ファーマシー西日本			午前9:00	午前0:00

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後		
荷さばき施設No. 1	午前6時00分か ら午後11時00分	荷さばき施設No. 1	午前6時00分か ら午後11時00分	
荷さばき施設No. 2	午前 6 時00分か ら午後11時00分	荷さばき施設No.2	午前6時00分か ら午後11時00分	
荷さばき施設No. 3	午前6時00分か ら午後11時00分			

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

汨

価

興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年3月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
エーブック幸袋店	ゲオ飯塚幸袋店・ツルハドラッグ中店
飯塚市大字中426番地 1 外20筆	飯塚市中字大久保426番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

変更前	変更後
エーブック株式会社 代表取締役 安部 幸剛 飯塚市秋松773番地1	エーブック株式会社 代表取締役 安部 幸剛 飯塚市秋松773番地 1 外1者

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 外1者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス西福間店
- (2) 所在地 福津市西福間一丁目4853-1、4858-1、中央五丁目4858-5、4858-6
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- 1 駐車需要他、利便性等
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・想定以上の事態が発生した場合の対策について速やかに検討願います。
 - ・当該地のうち、4858 5、4858 6の2筆については、正しくは「中央五丁目」であると思われます。 (西福間一丁目4858 5、4858 6は別地に存在する市有地です。)
 - ・開発許可済。計画通り施工してください。変更が生じた場合はその都度協議してください。
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・当市では、災害時における食料品や飲料水、生活必需品等の物資の供給に対し 、市域の各事業者様への協力依頼とともに防災協定の締結をお願いしています

ついては、出来る範囲で構いませんので、その際はぜひともご協力をお願いします。

- 2 騒音の発生他、生活環境悪化防止
- (2) 廃棄物に係る事項
 - ・福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条及び同条例施行規則第6 条に規定する、多量排出事業所に該当する場合は市への届出が必要です。
 - ・環境に配慮した経営に積極的に取り組み、消費者の環境にやさしい消費スタイルの確立を図るために「福津市エコショップ認定制度」を設けています。是非、環境への取り組みを実施いただき、認定をご検討いただければと考えています。

公告

么

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)
- (2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番 2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - ・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン行橋
 - (2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ショッピングモールなかま
- (2) 所在地 中間市上蓮花寺二丁目1-1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月11日

1.2

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和5年度漁業取締船「しんぷう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油 224000リットル

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 貝島産業株式会社
- (2) 住所 福岡市博多区博多駅前三丁目30番15号501
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 27.596,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入机
- 7 入札公告日 令和5年2月10日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 随意契約に係る特定役務の名称 交通管制システム上位装置設備賃貸借(再リース)

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年2月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- (2) 住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 随意契約に係る契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 41 913 036円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約で契約の相手方を決定した理由

福岡本部センターの上位装置等については、令和4年度中に次期5年間のリース契 約を更新する予定であったが、更新を中止したことから次期5年間のリース契約を締 結するまでの1年間、上位装置等の新たなリース契約を締結する必要が生じた。

これらの機器を新たに入れ替えるためには、機器の撤去、設置及び動作確認作業等 に時間を要することに加えて、別途管制センター機器の改良等工事を施工する必要も 生じるため、時間的余裕が無いことかから、平成29年3月1日から令和5年2月28日 までの間に使用していた交通管制システム上位装置設備の所有者である三井住友ファ イナンス&リース株式会社を随意契約による契約の相手方としたものである。

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、緊急防災工事 計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し

么

、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営南良津地区土地改良(農業用排水施設整備)事業 緊急防災工事計画書の写し	令和5年4月11日から 令和5年5月12日まで	小竹町役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市二森字大坪1584番1及び1584番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 三井郡大刀洗町大字上高橋1716番地2 黒田 益資、黒田 泉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称 大牟田市沖田町309番、311番、320番1及び320番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 朝倉市一木1148番地の1

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜馬

監査委員

監査委員告示第1号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県監査委員における福岡県個人情報の保護に関する法律施行規程(令和5年3月福岡県監査委員告示第3号)の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県監査委員事務局総務課に備え置きます。

令和5年4月11日

 福岡県監査委員
 塩 川 正 一

 同
 世 利 洋 介

 同
 森 行 一

 同
 大 島 道 人

1 意見を募集しなかった理由

福岡県知事が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則の規定の例によるものであり、実質的に同一の規程であるため。

2 告示の日

令和5年3月31日

監査委員告示第2号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県監査委員の処分に係る審査基準を設定したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県監査委員事務局総務課に備え置きます。

令和5年4月11日

福岡県監査委員 塩川正一

世 利 洋 介 百 百 行 一 大島道人

1 意見を募集しなかった理由

福岡県知事が行政手続条例第39条第1項の規定による手続を実施して定めた個人情 報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準の例によるものであり、実 質的に同一の審査基準であるため。

2 設定の日

令和5年3月30日

監查委員告示第3号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県監査委員が保有する公文書の開示決定等に係る 審査基準を設定したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.ip/ に掲載するほか、福岡県監査委員事務局総務課に備え置きます。

令和5年4月11日

福岡県監査委員 塩 川 正 一 世利洋介 森 行一 百 大島道人

1 意見を募集しなかった理由

福岡県知事が行政手続条例第39条第1項の規定による手続を実施して定めた知事が 保有する公文書の開示決定等に係る審査基準の例によるものであり、実質的に同一の 審査基準であるため。

2 設定の日

令和5年3月29日

海区漁業調整委員会

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業の 漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを 公示する。

令和5年4月11日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会 長 江口 猛

1 開催日時

令和5年4月20日(木)14時00分

2 開催場所

京都郡苅田町磯浜町1-2-6 豊前海水産会館 3階大研修室

3 案 件

福岡県豊前海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について

- 4 公述者の範囲
- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者

再

福岡県公告式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第4条第2項において準用する同条 例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第225号の2

副知事の担当区分(令和3年4月福岡県告示第472号の2)の一部を次のように改正し 、この告示の日から施行する。

令和5年4月1日